

建築設備（昇降機を除く。）の検査方法及び判定基準

建築設備等の検査方法及び判定基準は、平成20年国土交通省告示第285号に示されている。

(換気設備)

別表第一

(赤字表示：令和7年7月以降の改正部分)

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)			
(1)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	建築基準法施行令第129条の2の5第2項第3号の規定に適合しないこと。
(2)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視等及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(5)		風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。
(6)		風道の材質	目視等又は触診により確認する。	令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと。
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(8)		換気扇による換気の状況	目視等により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
(10)	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む)の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V = 3600 \nu AC$ この式においてV、 ν 、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 m^3/h) ν 平均風速(単位 m/s) A 給気口断面積(単位 m^2) C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 $C = V2 / V1$ この式においてV1及びV2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V1 空気調和設備の送風空気量(単位 m^3/h) V2 空気調和設備への取り入れ外気量(単位 m^3/h)	令第20条の2第1号ロ若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ 還気の二酸化炭素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が100万分の1000を超えていること。 ロ 還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が100万分の650を超えていること。
(11)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(13)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
(14)			空気調和設備の運転の状況	目視等又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
(15)			空気ろ過器の点検口	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1832号第4号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。
(16)			冷却塔と建築物の他の部分との隔離距離	目視等により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	令第129条の2の6第2号の規定に適合しないこと。
(17)		空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表四項の規定に適合しないこと。
(18)			各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表五項の規定に適合しないこと。
(19)			各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(一)項の規定に適合しないこと。
(20)			各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(二)項の規定に適合しないこと。
(21)			各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(三)項の規定に適合しないこと。
(22)			各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第129条の2の5第3項の表(六)項の規定に適合しないこと。
2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視等又は触診により確認する。	不燃材でないこと。	
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第1号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。	
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第1号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。	
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。	
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視等又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。	
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との隔離距離	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第3号イ(2)又は第2項の規定に適合しないこと。	
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号又は第3号の規定に適合しないこと。	
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く)	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第1号又は第2号の規定に適合しないこと。	
(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第4号の規定に適合しないこと。	
(12)		換気扇による換気の状況	目視等により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	
(13)		給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
(14)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出す V=3600νA この式においてV、ν及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 m ³ /h) ν 平均風速(単位 m/s) A 開口断面積(単位 m ²)	令第20条の3第2項第1号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。	

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
3	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等			
(1)	防火ダンパー等 (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、 目視等 により確認する。	令第112条第21項の規定に適合しないこと。
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	目視等 又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
(3)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等 又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等 により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等 により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視等 により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視等 により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に適合しないこと。 熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2)の規定に適合しないこと。
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。
次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。				
項目		記録		
1(3)、(10)及び(17)～(22)まで、 2(14)並びに3(9)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録		
1(1)、(2)、(5)～(8)まで、(11)～(13)まで、(15)、(16)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で1級建築士、2級建築士又は建築設備検査員(以下「1級建築士等」という。)が実施した検査の記録		
1(4)及び(14)		前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で1級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号))		

建築設備（昇降機を除く。）の検査方法及び判定基準

建築設備等の検査方法及び判定基準は、平成20年国土交通省告示第285号に示されている。

（排煙設備）

別表第二

（赤字表示：令和7年7月以降の改正部分）

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口 ビ一、令第126条の2第1項に規定する居室等			
(1)	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
(2)		排煙風道との接続の状況	目視等により確認する。	接続部に破損又は変形があること。
(3)		煙排出口の設置の状況	目視等により確認する。	排出された煙により他への影響のおそれがあること。
(4)		煙排出口の周囲の状況	目視等により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があること。
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
(6)	排煙機	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
(7)		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
(9)		排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 m ³ /min) A 煙排出口面積(単位 m ²) Vm 平均風速(単位 m/s)	令第123条第3項第2号若しくは令第129条の13の第13項(これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。)又は、令第126条の3第1項第9号(令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第126条の3第1項第9号を、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第123条第3項第2号及び令第126条の3第1項第9号を除く。)の規定に適合しないこと。
(10)	排煙口	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(11)		排煙機の性能		
(12)		排煙機の設置の状況	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1436号第3号又は令第126条の3第1項第3号の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(13)		排煙口の位置	目視等により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
(14)	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(15)		排煙口の取付けの状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(16)		手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	
(17)				

	(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(15)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。
(17)			排煙口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(18)			排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 m ³ /min) A 排煙口面積(単位 m ²) Vm 平均風速(単位 m/s)	令第126条の3第1項第9号の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(20)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(22)			排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(23)			排煙風道の材質	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(24)			防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第7号で準用する令第115条第1項第3号イ(2)の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(26)	排煙風道	防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(27)			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが45センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
(31)			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	目視等により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視等により確認する。	平成12年建設省告示第1437号第1号ロ又はハ及び第2号ロ又はハの規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(35)			手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(36)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(37)			排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 m ³ /min) A 排煙口面積(単位 m ²) V _m 平均風速(単位 m/s)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(38)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(39)			煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。

	(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(41)		給気風道の材質	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(42)		給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(43)		防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(45)		給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
(46)	特殊な構造の排煙設備	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(47)		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(48)		電源を必要とする給気送風機の子備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
(49)		給気送風機の給気風量	吸込口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 給気風量(単位 m ³ /min) A 吸込口面積(単位 m ²) V _m 平均風速(単位 m/s)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。 ただし、令第128条の7第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視等により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
(52)		吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー			
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
(2)		給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(3)	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(4)		排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(5)		排煙風道の材質	目視等により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(6)	給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(7)		給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、破損等があること。
(8)		給気口の手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(9)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(10)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
(11)		給気口の開放の状況	目視等又は触診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(12)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(13)		給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(14)		給気風道の材質	目視等により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(16)		給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(17)	加圧防排煙設備	給気送風機 の性能	給気口の開放と連動起 動の状況	作動の状況を確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第 5号イ(5)の規定に適合しないこと。た だし、令第129条第1項又は第129条の2 第1項の規定が適用され、かつ、階避 難安全性能又は全館避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等が行われていな い場合を除く。
(18)			給気送風機の作動の状 況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機 に異常な音又は異常な振動があるこ と。
(19)			電源を必要とする給気 送風機の予備電源によ る作動の状況	予備電源により作動の状況を確認す る。	予備電源により作動しないこと。
(20)			中央管理室における制 御及び作動状態の監視 の状況	中央管理室において制御及び作動 の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の 状況を確認できないこと。
(21)		給気送風機 の吸込口	吸込口の設置位置	目視等により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近 接していること又は吸込口が延焼のお それのある位置に設置されていること。
(22)			吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があるこ と。
(23)			屋外に設置された吸込 口への雨水等の防止措 置の状況	目視等により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
(24)		遮煙開口部 の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態 で遮煙開口部の開口幅を40cm開放 し、同一断面内から9箇所を偏りなく 抽出し、風速計を用いて1点につき 30秒以上継続して風速を測定する。	平成28年国土交通省告示第696号第 5号ハの規定に適合しないこと。た だし、令第129条第1項又は第129条の2 第1項の規定が適用され、かつ、階避 難安全性能又は全館避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等が行われていな い場合を除く。
(25)		空気逃し口 の外観	空気逃し口の大きさ及 び位置	目視等により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第 5号ロの規定に適合しないこと。た だし、令第129条第1項又は第129条の2 第1項の規定が適用され、かつ、階避 難安全性能又は全館避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等が行われていな い場合を除く。
(26)			空気逃し口の周囲の状 況	目視等により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物が あること。
(27)			空気逃し口の取付けの 状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐 食、損傷等があること。
(28)		空気逃し口 の性能	空気逃し口の作動の状 況	目視等により確認する。	給気口と連動して空気逃し口が開放し ないこと。
(29)		圧力調整装 置の外観	圧力調整装置の大きさ 及び位置	目視等により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第 5号ハの規定に適合しないこと。た だし、令第129条第1項又は第129条の2 第1項の規定が適用され、かつ、階避 難安全性能又は全館避難安全性能に 影響を及ぼす修繕等が行われていな い場合を除く。
(30)			圧力調整装置の周囲の 状況	目視等により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物が あること。
(31)			圧力調整装置の取付け の状況	目視等により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐 食、損傷等があること。
(32)		圧力調整装 置の性能	圧力調整装置の作動の 状況	目視等により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
3	令第126条の2第1項に規定する居室等			
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。
(2)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
(3)		煙感知器による連動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
(4)		可動防煙壁の材質	目視等により確認する。	不燃材料でないこと。
(5)		可動防煙壁の防煙区画	目視等により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
4	予備電源			
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。
(2)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。
(3)			発電機及び原動機の状況	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
(5)			始動用の空気槽の圧力	空気層の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。
(9)			自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。
(10)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。
(11)			接地線の接続の状況	目視等により確認する。
(12)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。

	(い) 検査項目		(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
(13)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
(14)			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。
(15)			運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(16)			排気の状況	目視等により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視等又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲にないこと。
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況	目視等により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
(23)			Vベルト	目視等又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
(24)			接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(25)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。
(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。	
次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は) 欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。					
項目			記録		
1(9)、(18)、(20)、(37)、(39)、(49)、2(24)、3(3)			前回の検査後にそれぞれ(は) 欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録		
1(2)、(4)、(6)～(8)、(10)、(12)～(14)、(16)、(19)、(21)、(22)、(27)、2(1)～(4)、(6)～(8)、(10)、(12)、(13)、(16)～(20)、(26)～(28)、3(2)、(5)、(6)、4(3)～(8)、(10)～(17)			前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録		

建築設備（昇降機を除く。）の検査方法及び判定基準

建築設備等の検査方法及び判定基準は、平成20年国土交通省告示第285号に示されている。

（非常用の照明装置）

別表第三

（赤字表示：令和7年7月以降の改正部分）

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
1	照明器具			
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第1第1号の規定に適合しないこと。
(2)		照明器具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置			
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあっては、自動検査機能による検査終了後における表示灯により確認することで足りる。	昭和45年建設省告示第1830号第3第2号又は第3号の規定に適合しないこと。
(2)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。ただし、自動検査機能を有し、非常時のみLEDランプが点灯するものにあっては、自動検査機能による検査終了後における表示灯により確認することで足りる。	昭和45年建設省告示第1830号第4第1号の規定に適合しないこと。
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視等により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く）	目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第112条第20項又は第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置			
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く）	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
(2)		電気回路の接続の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
(3)		接続部（ただし幹線分岐及びボックス内に限る）の耐熱処理の状況	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く）	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2第3号の規定に適合しないこと。
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視等により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。	
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視等により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。	
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。
(2)			蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏40度を超えていること。
(3)			蓄電池の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
(4)		蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
(5)			電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
(6)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏45度を超えていること。
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。
(8)			キュービクルの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付が堅固でないこと。
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第7号の規定に適合しないこと。
(2)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと。
(3)			発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
(5)			始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	空気層の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。

	(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(9)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
(11)			接地線の接続の状況	目視等により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(12)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
(14)			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。
(15)			運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(16)			排気の状況	目視等により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
5項(2)から(6)まで並びに6項(3)から(8)まで及び(10)から(17)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。					